

令和元年6月18日招集

第2回若桜町議会定例会会議録

(令和元年6月21日)

若桜町議会事務局

令和元年第2回若桜町議会定例会（第3号）

招集年月日	令和元年6月21日			
招集の場所	若桜町役場（若桜町議会議場）			
開 会	午後3時00分			
応招議員	1番	梶原 明	6番	小林 誠
	2番		7番	山本晴隆
	3番	青木一憲	8番	中尾理明
	4番	山根政彦	9番	前住孝行
	5番	山本安雄	10番	川上 守
不応招議員				
出席議員	1番	梶原 明	6番	小林 誠
	2番		7番	山本晴隆
	3番	青木一憲	8番	中尾理明
	4番	山根政彦	9番	前住孝行
	5番	山本安雄	10番	川上 守
欠席議員				
地方自治法第 121条の規定に より、説明のため 会議に出席した者	町 長	矢部 康樹	農林建設課長	佐々木明仁
	副 町 長	盛田 聖一	農林建設課参事	山本 伸一
	総務課長	竹本 英樹	ふるさと創生課長	谷本 剛
	町民福祉課長	藤原 祐二	税務課長	前田 弥生
	にぎわい創出課長	谷口 国彦	教 育 長	新川 哲也
	包括支援センター 所長	寺西 満	教育委員会次長	山口 由企夫
	保健センター所長	山根 葉子		

会議の顛末

本会議（6月21日）

議長（川上守）

ただいまの出席議員数は9人です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議事日程の報告

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1

議案第37号 専決処分の承認について、専決第1号 平成30年度若桜町一般会計補正予算（第11号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第37号 専決処分の承認について、専決第1号 平成30年度若桜町一般会計補正予算（第11号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は承認することに決定しました。

日程第2

議案第38号 専決処分の承認について、専決第2号 平成30年度若桜町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第38号 専決処分の承認について、専決第2号 平成30年度若桜町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は承認することに決定しました。

日程第3

議案第39号 専決処分の承認について、専決第3号 若桜町税条例等の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第39号 専決処分の承認について、専決第3号 若桜町税条例等の一部改正について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は承認することに決定しました。

日程第4

議案第40号 専決処分の承認について、専決第4号 若桜町国民健康保険税条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第40号 専決処分の承認について、専決第4号 若桜町国民健康保険税条例の一部改正について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は承認することに決定しました。

日程第5

議案第41号 専決処分の承認について、専決第5号 若桜町介護保険条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第41号 専決処分の承認について、専決第5号 若桜町介護保険条例の一部改正について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は承認することに決定しました。

日程第6

議案第42号 令和元年度若桜町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第42号 令和元年度若桜町一般会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

日程第7

議案第43号 令和元年度若桜町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第43号 令和元年度若桜町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

日程第8

議案第44号 令和元年度若桜町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第44号 令和元年度若桜町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は原案のとおり

可決されました。

日程第9

議案第45号 令和元年度若桜町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第45号 令和元年度若桜町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

日程第10

議案第46号 令和元年度若桜町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第48号 令和元年度若桜町農業集落

排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決
します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議
ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は原案のとおり
可決されました。

日程第11

議案第47号 令和元年度若桜町索道事業
特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第47号 令和元年度若桜町索道事業
特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議
ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は原案のとおり
可決されました。

日程第12

議案第48号 若桜町森林整備促進基金条
例の制定について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第48号 若桜町森林整備促進基金条
例の制定について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議
ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は原案のとおり
可決されました。

日程第13

議案第49号 損害賠償の額を定めること
について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第49号 損害賠償の額を定めること
について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議
ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は原案のとおり
可決されました。

日程第14

議案第50号 総合整備計画の変更につい
て、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)
質疑なしと認めます。
質疑を終結します。
これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)
討論なしと認めます。
討論を終結します。

議案第50号 総合整備計画の変更について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)
異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

日程第15

議案第51号 若桜町過疎地域自立促進計画の変更について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)
質疑なしと認めます。
質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)
討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第51号 若桜町過疎地域自立促進計画の変更について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)
異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午後 3時10分～11分 休憩
(追加日程配布)

議長 (川上守)

休憩前に引き続き、会議を再開します。
お諮りします。

ただいま町長から、議案第52号が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思えます。

これにご異議はありませんか。

(異議なし)
異議なしと認めます。

議案第52号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1

議案第52号 若桜町職員の給与に関する条例の一部改正について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

町長 (矢部康樹)

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第52号 若桜町職員の給与に関する条例の一部改正について、であります。これは、昨年度の人事院勧告に準じて条例改正を行いましたが、再任用職員に係る期末手当の改正を行っていなかったため、このたび改正を行うものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 (川上守)

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)
質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第52号 若桜町職員の給与に関する条例の一部改正について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

日程第16

若桜町選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員に、若桜町大字若桜281番地、有田晃さん、昭和21年2月27日生まれ。若桜町大字大炊100番地3、山根はつ江さん、昭和24年5月31日生まれ。若桜町大字大炊176番地、山根慶子さん、昭和29年4月8日生まれ。若桜町大字若桜498番地1、高木政寛さん、昭和29年2月23日生まれ。

次に、選挙管理委員補充員に、第1順位 若桜町大字高野431番地、杉本義信さん、昭和24年9月13日生まれ。第2順位 若桜町大字若桜376番地、中尾邦博さん、昭和23年6月19日生まれ。第3順位 若桜町大字中原199番地、山本勘次郎さん、昭和35年12月14日生まれ。第4順位 若桜町大字落折121番地、平家弘之さん、昭和20年4月219日生まれ。

以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方を、若桜町選挙管理委員及び補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました有田晃さん、山根はつ江さん、山根慶子さん、高木政寛さんが選挙管理委員に、第1順位 杉本義信さん、第2順位 中尾邦博さん、第3順位 山本勘次郎さん、第4順位 平家弘之さんが、順序のとおり選挙管理委員補充員に当選されました。

日程第17

陳情第5号 辺野古新基地建設の即時中止と普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情。陳情第6号 辺野古新基地建設の即時中止と普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論により民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情。陳情第7号 ハンセン病元患者家族に対する救済を求める意見書の提出を求める陳情。請願第8号 国に対し、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の提出を求める請願書。陳情第9号 日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書。陳情第10号 核兵器禁止条約の日

本政府の署名と批准を求める意見書採択についての陳情。陳情第11号 教職員定数改善を図るための、2020年度政府予算に係る意見書採択に関する陳情書。陳情第12号 義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2020年度政府予算に係る意見書採択に関する陳情書。陳情第13号 汚染土および放射線物質等の持ち込み拒否に関する条例の制定の陳情。陳情第14号 米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情。陳情第15号 地方財政の充実・強化を求める陳情を一括して議題とします。

審査の結果について、各常任委員長の報告を求めます。

総務産業常任委員長、山本晴隆議員。

総務産業常任委員長（山本晴隆）

若桜町議会報告第12号 総務産業常任委員会審査報告。1付託案件の名称、陳情第5号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情。

2審査の経過、令和元年6月18日の本会議において当委員会に付託された上記案件を審査するため、6月20日に委員会を開催し、慎重に審査を行ったので、結果を次のとおり報告いたします。

3審査の結果、当委員会に付託された陳情第5号は不採択とすべきものと決定いたしました。

若桜町議会報告第13号、1付託案件の名称、陳情第6号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情。2番は割愛します。

3審査の結果、当委員会に付託された陳情第6号は不採択とすべきものと決定しました。

若桜町議会報告第14号、1付託案件の名

称、請願第8号 国に対し、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の提出を求める請願書。2番は飛ばします。

3審査の結果、当委員会に付託された請願第8号は不採択とすべきものと決定しました。

若桜町議会報告第15号、1付託案件の名称、陳情第9号 日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書。2番は割愛します。

3審査の結果、当委員会に付託された陳情第9号は不採択とすべきものと決定しました。

若桜町議会報告第16号、1付託案件の名称、陳情第10号 核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書採択についての陳情。2番は割愛します。

3審査の結果、当委員会に付託された陳情第10号は不採択とすべきものと決定しました。

若桜町議会報告第17号、1付託案件の名称、陳情第14号 米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情。2番は割愛します。

3審査の結果、当委員会に付託された陳情第14号は不採択とすべきものと決定しました。

若桜町議会報告第18号、1付託案件の名称、陳情第15号 地方財政の充実・強化を求める陳情。2番は割愛します。

3審査の結果、当委員会に付託された陳情第15号は採択すべきものと決定しました。

以上です。

議長（川上守）

続いて報告を求めます。教育民生常任委員長、青木一憲議員。

教育民生常任委員長（青木一憲）

若桜町議会報告第19号 教育民生常任委員会審査報告、1付託案件の名称、陳情第7号 ハンセン病元患者家族に対する救済を求

める意見書の提出を求める陳情。2審査の経過、令和元年6月18日の本会議において、当委員会に付託された上記案件を審査するため、6月20日に委員会を開催し、慎重に審査を行ったので、主なる意見と結果を次のとおり報告します。

3主なる意見、ハンセン病に限らず、家族が人権差別を受けている案件は多く、この案件だけを取り上げることは好ましくないと思われる。4審査の結果、当委員会に付託された陳情7号は不採択とすべきものと決定しました。

若桜町議会報告第20号、1付託案件の名称、陳情第11号 教職員定数改善をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択に関する陳情書。2審査の経過、令和元年6月18日の本会議において、当委員会に付託された上記案件を審査するため、6月20日に委員会を開催し、慎重に審査を行ったので、結果を次のとおり報告します。

3審査の結果、当委員会に付託された陳情第11号は採択すべきものと決定しました。

若桜町議会報告第21号、1付託案件の名称、陳情第12号 義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択に関する陳情書、2番は陳情11号と同じなので割愛させていただきます。

3審査の結果、当委員会に付託された陳情第12号は採択すべきものと決定しました。

若桜町議会報告第22号、1付託案件の名称、陳情第13号 汚染土および放射性物質等の持ち込み拒否に関する条例の制定の陳情。

2審査の経過は、陳情7号と同じなので割愛させていただきます。

3主なる意見、高レベル放射性物質をそのまま運搬することは考えられないため。

4審査の結果、当委員会に付託された陳情第13号は不採択すべきものと決定しました。

議長（川上守）

ただいま常任委員長から報告がありましたが、質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論は区分して行います。

陳情第5号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情について、討論はありませんか。

議員（中尾理明）

8番、中尾。

議長（川上守）

原案賛成の方の発言を許します。8番、中尾理明議員。

議員（中尾理明）

私は、陳情第5号について、陳情者の考え方に多少の問題点を感じる箇所もあるものの、沖縄県民の思いには応えなければならないと考え、賛成討論を行います。

2019年2月、沖縄県による辺野古新基地に伴う県民投票で、投票総数の7割以上が反対の意志を示し、昨年の沖縄県知事選挙で玉城デニー氏が大幅で当選したことと合わせ、沖縄県における民意は明らかに辺野古新基地建設反対が絶対多数であります。

にもかかわらず、名護市辺野古において、新たな基地の建設工事が強行されていることは、憲法が定める民主主義、地方自治、基本的人権、法のもとの平等などの各理念からして看過することのできない重大な問題です。

政府は、普天間基地の速やかな危険性除去を名目として、辺野古への新基地建設を強行していますが、もとより沖縄県民にとって普

天間基地の返還は、長きにわたる一致した願いとなっています。

しかしながら政府は、普天間基地返還のために、辺野古新基地建設を強引に推し進めていますが、返還どころか、その普天間基地は今まで以上に軍事力強化が図られています。

陳情者は、意見書案の3項で、普天間基地については沖縄の歴史、米軍基地の偏在に鑑み、沖縄以外の全国の全ての自治体を等しく候補地として変換先の選択を問うていますが、私は基地を県外へ移設し、肩代わりさせるのではなく、米軍に無条件で基地の撤去、アメリカへの返還を求めるべきだと考えます。

したがって、一部の内容には問題点も感じますが、陳情の趣旨にはおおむね支持共感するものです。以上でこの陳情に対する賛成討論とします。

議長（川上守）

ほかに討論ありませんか。賛成、反対。

議員（前任孝行）

9番反対、反対です。

議長（川上守）

原案反対の方の発言を許します。9番、前任孝行議員。

議員（前任孝行）

私は、本陳情に対して反対の立場で討論いたします。本年2月24日に辺野古埋め立てに関する県民投票が行われ、反対が7割以上の結果となっております。しかし、投票率も52.48%と賛否を示していない県民もあり、民意を完全に示したというわけではありません。

お互いの言い分も共感でき、どちらかに肩入れするには難しい判断となりますので、よって意見書採択には反対いたします。

議長（川上守）

ほかに討論ありませんか。

（討論なし）

これをもって討論を終結します。

陳情第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は不採択です。

陳情第5号は、委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の方は、ご起立をお願いいたします。

（起立多数）

起立多数です。

したがって、陳情第5号は不採択とすることに決定しました。

陳情第6号 辺野古新基地の建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情について、討論はありませんか。

議員（中尾理明）

8番、中尾。

議長（川上守）

原案賛成の方の発言を許します。8番、中尾理明議員。

議員（中尾理明）

私は、陳情第6号について陳情者の考え方に問題点を感じる箇所もあるものの、沖縄県民の思いには応えなければならないと考え、賛成するものです。賛成理由については先ほどの陳情第5号とほぼ同一のものでありまして割愛させていただきます。以上です。

議長（川上守）

ほかに討論ありませんか。

議員（前任孝行）

9番、前任。

議長（川上守）

原案反対の方の発言を許します。9番、前住孝行議員。

議員（前住孝行）

陳情第5号とほぼ同様の内容であります。先ほどの討論と同様の主旨において、反対いたします。

議長（川上守）

ほかに討論はありませんか。

（討論なし）

これをもって討論を終結します。

陳情第6号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は不採択です。

陳情第6号は、委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の方は、ご起立願います。

（起立多数）

起立多数です。

したがって、陳情第6号は不採択とすることに決定しました。

陳情第7号 ハンセン病元患者家族に対する救済を求める意見書の提出を求める陳情について、討論はありませんか。

議員（中尾理明）

8番、中尾。

議長（川上守）

原案賛成の方の発言を許します。8番、中尾理明議員。

議員（中尾理明）

私は、陳情7号について賛成討論を行います。2016年3月15日、ハンセン病元患者家族は、集団で政府の謝罪・賠償を求める訴訟を熊本地裁に提訴し、3年余りとなりました。そして今月の6月28日には、その判決が行われると伝えられています。これに対

し、政府は家族に差別は及んでいないとの立場を取り続けています。

これまでの政府のハンセン病問題の対応を見ると、2001年熊本地裁判決において、国の隔離政策の違憲性を受け入れ、これによる謝罪と賠償を行っています。厚生労働省は、実態と検証を徹底するため、庁内にハンセン病問題検証会議を立ち上げ、あらゆる分野のハンセン病差別との関わりを調査研究し、被害には、家族の被害も含まれていると明らかにしています。

また、厚労省は中学生向け啓発パンフレットで、入所者や社会復帰者その家族に対する偏見と差別についての説明をしております。しかしながら政府は、検証会議や啓発パンフレットでは家族の苦悩被害を指摘しながら、それに相反して裁判、族の被害を認めようとしない矛盾した姿勢を崩していません。

それは、妥当な態度ではなく、政府はハンセン病患者家族の訴えに対し、厚労省の指摘に真摯に向き合い、謝罪と賠償等の適切な措置を講ずる責務があると考えます。以上、本陳情への賛成討論とします。

議長（川上守）

ほかに討論はありませんか。

議員（前住孝行）

はい、同じく賛成。

議長（川上守）

原案賛成の方の発言を許します。9番、前住孝行議員。

議員（前住孝行）

私も賛成の立場で討論いたします。政府広報オンラインのほうでも、2013年10月21日付で次のような記事に乗せております。「私たちは誰でも自由に人間らしく生きる権利・人権を持っています。しかし、HIV感

染者やハンセン病の患者、元患者の方々は謝った知識や偏見などから人権が侵害されてしまうことがあります。偏見・差別をなくするためには、一人ひとりがH I Vや感染症などに対する正しい知識を持ち、人権を尊重する心を持つことが大切です。」という記事です。

政府として認めているのであれば、真摯な対応を尽くすべしと考え、本陳情に賛成いたします。

議長（川上守）

ほかに討論はありませんか。

（討論なし）

これをもって討論を終結します。

陳情第7号を採決します。

この採決は起立によって行います。

陳情第7号を、委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の方はご起立お願いします。

（起立多数）

起立多数です。

したがって、陳情第7号は不採択とすることに決定しました。

請願第8号 国に対し、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の提出を求める請願書について、討論はありませんか。

議員（中尾理明）

8番、中尾。

議長（川上守）

原案賛成の方の発言を許します。8番、中尾理明議員。

議員（中尾理明）

私は、請願第8号に賛成の立場で討論を行います。アベノミクスは、大企業は空前の利益を上げる一方で、働く人の生活が大変な状況にあります。大企業の内部留保は史上最高となっていますが、労働者の実質賃金は

低下し、消費支出も減少を続けています。

非正規労働者が全労働者の4割に達し、労働者の4人に1人が年収200万円以下というワーキングプアに陥っています。そして、親の貧困が子どもたちの成長・発展を阻害する貧困の連鎖も、深刻な社会問題となっています。

2018年の改定による地域別最低賃金は、最も高い東京で時給985円、最も低い県は761円、鳥取県はそれを1円上回るだけの762円です。毎日フルタイムで働いていても月11万～14万円の手取りにしかならず、これでは憲法25条に定められた、「健康で文化的な最低限の生活」など望むことはできません。

しかも、受給額で224円まで広がった地域間格差が、労働力の地方からの流出を招き、地方の高齢化と地域経済を疲弊させる要因となっています。政府は政治決断で最低賃金をすぐに1,000円以上に引き上げ、全国一律最低賃金制度への確立など、地域間格差を縮小することが求められています。

一方、中小企業においては大企業との格差が広がり、労働者の賃金引き上げは死活問題です。そのための後押しが必要であり、政府は大規模な中小企業への具体的な支援策を拡充することによって、最低賃金の引き上げを促す必要があります。以上本請願への賛成討論といたします。

議長（川上守）

ほかに討論はありませんか。

議員（前住孝行）

9番、前住。

議長（川上守）

原案反対の方の発言を許します。9番、前住孝行議員。

議員（前住孝行）

私は、本請願に対し反対の立場で討論いたします。雇用される側といたしましては、最低賃金を1,000円以上ということは大変魅力的なキーワードであります。

一方、経営する場合は、真逆の考えとなると思います。また、地域間格差をなくして、統一的に小中企業を支援して、ということではありますが、1,000円にということではありますが、具体的な提案がなされておられません。この意見書に対しても、具体的な動きが見込めないと考え、この請願に対し反対いたします。

議長（川上守）

ほかに討論はありませんか。

（討論なし）

これをもって、討論を終結します。

請願第8号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

請願第8号を、委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

起立多数です。

したがって、請願第8号は不採択とすることに決定しました。

陳情第9号 日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める陳情書について、討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

陳情第9号を採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は不採択です。

陳情第9号は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、陳情第9号は委員長報告のと

おり、不採択とすることに決定しました。

陳情第10号 核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書採択についての陳情について、討論はありませんか。

議員（中尾理明）

8番、中尾。

議長（川上守）

原案賛成の方の発言を許します。8番、中尾理明議員。

議員（中尾理明）

私は陳情第10号に賛成の立場で討論を行います。日本国憲法前文は、「日本国民は政府の行為によって再び戦争の参加が起こることのないようにする。我らは全世界の国民が等しく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」と宣言しています。

日本政府は、この憲法の本質に立脚し、世界平和のため貢献しなければならないと考えます。現在、私たちは人類の生存を脅かす核兵器の増大する危険のもとで暮しています。

74年前、日本は広島・長崎でアメリカによる原爆投下により、一瞬のうちに多くの人々の尊い命が失われました。核兵器は人道に反する悪魔の兵器であると同時に、使用されたら人間の健康、地球環境、経済の長期にわたる壊滅的影響を与えます。

日本の科学者団体の皆さんの粘り強い国連への要請活動により、2017年7月7日の国連会議で、核兵器禁止条約が国連加盟国の約3分の2に当たる122か国の賛成で採択されました。本年3月時点で70か国の調印、22か国の批准となり、条約の発効に必要な50か国に近づいています。

唯一の起爆国・日本政府は核兵器禁止条約批准に向けた世界各国の動きに遅れることなく、率先して条約を批准し、核兵器禁止の先

頭に立つことが必要だと考えます。以上で本陳情に賛成する討論といたします。

議長（川上守）

ほかに討論はありませんか。

議員（前住孝行）

9番、前住。

議長（川上守）

原案反対の方の発言を許します。9番、前住孝行議員。

議員（前住孝行）

私は、本陳情に対して反対の立場で討論いたします。昨年度の6月議会でも同様の討論をしたと考えますが、核兵器が一刻も早くなくなることを祈る者として、趣旨には賛同するものであります。

しかしながら、国連会議の場で採択されていることであり、署名をしようがしまいがこの条例に沿って行動されるべきことでありまして、改めて意見を出す必要はないと考え、反対いたします。

議長（川上守）

ほかに討論はありませんか。

議員（山本安雄）

はい。原案賛成。

議長（川上守）

原案賛成の方の発言を許します。5番、山本安雄議員。

議員（山本安雄）

国連決議されていることであり、核兵器禁止については今現在国際社会、必ずしも安定しているという言いがたいと判断するところではありますが、終結するのはどうな

のかという判断をいたしますと、国連決議批准についてこの原案に賛成するものです。

議長（川上守）

ほかに討論はありませんか。

（討論なし）

これをもって討論を終結します。

陳情第10号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

陳情第10号を、委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

起立多数です。

したがって、陳情第10号は不採択とすることに決定しました。

陳情第11号 教職員定数改善をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択に関する陳情書について、討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

陳情第11号を採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は採択です。

陳情第11号は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、陳情第11号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

陳情第12号 義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択に関する陳情書について、討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

陳情第12号を採択します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は採択です。
陳情第12号は、委員長報告のとおり決することに
ご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、陳情第12号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

陳情第13号 汚染土および放射性物資等の持ち込み拒否に関する条例の制定の陳情について、
討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

陳情第13号を採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は不採択です。

陳情第13号は、委員長報告のとおり決することに
ご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、陳情第13号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

陳情第14号 米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情について、
討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

陳情第14号を採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は不採択です。

陳情第14号は、委員長報告のとおり決することに
ご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、陳情第14号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

陳情第15号 地方財政の充実・強化を求める陳情について、
討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

陳情第15号を採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は採択です。

陳情第15号は、委員長報告のとおり決することに
ご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、陳情第15号は委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

日程第18

議員提出議案第3号 若桜町議会委員会条例の一部改正について、
を議題とします。

趣旨説明を求めます。4番、山根政彦議員。

議員 (山根政彦)

議員提出議案第3号 若桜町議会委員会条例の一部改正について。
別紙のとおり、若桜町議会委員会条例の一部改正することについて、
地方自治法第112条及び若桜町議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和元年6月21日提出。提出者、若桜町議会議員山根政彦。
賛成者、若桜町議会議員前住孝行、同じく山本晴隆、同じく青木一憲。

提出の理由、委員会を傍聴する場合の手続きにおいて、
傍聴人受付票に記入することを追加するため、若桜町議会委員会条例の一部を改正するものでございます。

内容は、改正前、改正後の表を見ていただき、
改正前の欄に掲げる規定を、同表の改正後の欄に掲げる規定に、
下線で示すように改正するものでございます。

また、この条例は、公布の日から制定するものでございます。以上です。

議長 (川上守)

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議員提出議案第3号 若桜町議会委員会条例の一部改正について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか、

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第19

議員提出議案第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書、議員提出議案第5号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書を一括して議題とします。

趣旨説明を求めます。7番、山本晴隆議員。

議員（山本晴隆）

議員提出議案第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書。上記意見書を別紙のとおり若桜町議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和元年6月21日提出、提出者、若桜町議会議員山本晴隆。賛成者、若桜町議会議員前住孝行、小林誠、山本安雄。

地方財政の充実・強化を求める意見書案、前文は割愛させていただきます。次から朗読します。

1. 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。

2. 子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活

困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。とりわけ、保育の無償化に伴う地方負担分の財源確保を確実に図ること。

3. 地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の転換度合いの違いを無視して経費を算出するものであり、廃止・縮小を含めた検討を行うこと。

4. 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財政確保を図ること。

5. 2020年度から始まる会計年度任用職員の処遇改善のための財政確保を図ること。

6. 森林環境贈与税の贈与基準については、地方団体と協議を進め、林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直しを進めること。

7. 地域間の財源偏在性の是正のため、偏財政の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることのないよう対応を図ること。

8. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

9. 依然として4兆円規模の財源不足があることから、地方交付税の法定率を引き上げ、臨時財政対策債に頼らない地方財政を確保すること。

10. 自治体の基金残高を、地方財政計画や地方交付税に反映させないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和元年6月21日、鳥取県若桜町議会。内閣総理大臣様、内閣官房長官様、財務大臣様、総務大臣様、経済産業大臣様、内閣府特命担当大臣・地方創生規制改革担当様、内閣府特命担当大臣様。以上です。

議長（川上守）

続いて趣旨説明を求めます。3番、青木一憲議員。

議員（青木一憲）

議員提出議案第5号 町職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書。

上記意見書を別紙のとおり若桜町議会会議規則第14号の規定により提出する。

令和元年6月21日提出。提出者、若桜町議会議員青木一憲、賛成者、若桜町議会議員山根政彦、中尾理明、梶原明、川上守。

学校現場では、解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。

特に小学校においては、新学習指導要領の移動期間中であり、外国語教育実施のための授業時数の調整など対応に苦量しており、教職員定数改善などの施策が重要課題になっています。

義務教育費国庫負担制度については負担率が2分の1から3分の1に引き下げられたことにより、自治体間の教育格差が生じたことは大きな問題です。

国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国どこにいても、一定水準の教育を受けられる条件整備が不可欠です。よって、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じるよう強く要請する。

記、1、計画的な教職員定数改善を推進すること。2、教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和元年6月21日、鳥取県若桜町議会。内閣総理大臣様、財務大臣様、総務大臣様、文部科学大臣様、衆議院議長様、参議院議長様。以上です。

議長（川上守）

青木委員長、名前言い間違えたからもう一回言い直して。

議員（青木一憲）

すいません。先ほど、議員提出議案第5号の賛成者の名前に誤りがありましたので、再度名前の読み上げを行います。提出者、若桜町議会議員青木一憲。賛成者、若桜町議会議員山根政彦、中尾理明、梶原明、川上守。以上です。

議長（川上守）

これより一括して質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論は区分して行います。

議員提出議案第4号について、討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議員提出議案第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議

ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第4号は原案のとおり可決されました。

議員提出議案第5号について、討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議員提出議案第5号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第20

議員提出議案第6号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書を議題とします。

趣旨説明を求めます。4番、山根政彦議員。

議員（山根政彦）

議員提出議案第6号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書。上記意見書を別紙のとおり若桜町議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和元年6月21日提出。提出者、若桜町議会議員山根政彦。賛成者、若桜町議会議員中尾理明、青木一憲、小林誠、梶原明、山本安雄、山本晴隆、前住孝行、川上守。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書の案でございます。過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など、

一定の成果を上げたところである。次から割愛させていただき、中ほどから少し下になります。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的、公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実・強化させることが必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月21日、鳥取県若桜町議会。内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣様宛でございます。以上です。

議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

議員提出議案第6号について、討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議員提出議案第6号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第21

人権擁護委員候補者の推薦について、を審議します。

町長から、若桜町大字大炊176番地、山根慶子さん、昭和29年4月8日生まれと、若桜町大字若桜923番地6、武田恭二さん、昭和28年11月17日生まれと、若桜町大字須澄35番地、福山薫さん、昭和37年1月16日生まれを、人権擁護委員候補者として推薦することに当たり、人権擁護委員法6条第3項の。おかしかったか。人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会に意見を求められています。

これについて審議をします。

ただいまの3名を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

お諮りします。

山根慶子さん、武田恭二さん、福山薫さんを人権擁護委員候補者の推薦にあたり、求められている意見を「適任」とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、本件に関する議会の意見は、山根慶子さん、武田恭二さん、福山薫さんを人権擁護委員候補者の推薦にあたり、求められている意見を「適任」とすることに決定し

ました。

日程第22

閉会中の継続調査について、を議題とします。

総務産業常任委員会、教育民生常任委員会及び議会運営委員会並びに各特別委員会から会議規則第75条の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員会申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、各委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第23

議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、会議規則第127条の規定により、お手元に配布しました議員派遣の件のとおりとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、原案のとおり決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和元年第2回若桜町議会定例会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

午後 4時13分 閉会